

## 第2号様式【事後審査型】

### 入 札 公 告

#### 公共 ダムメンテナンス事業(R7国補正分)丹生川ダム取水・放流設備機側操作盤更新工事に関する一般競争入札公告

公共 ダムメンテナンス事業(R7国補正分)丹生川ダム取水・放流設備機側操作盤更新工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」は岐阜県ホームページに掲載しています。

なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。

ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和8年3月2日

岐阜県高山土木事務所長 青木 隆裕

#### 1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 第工河公総ダR7-2号  
工事名 公共 ダムメンテナンス事業(R7国補正分)丹生川ダム取水・放流設備機側操作盤更新工事 (電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 神通川水系 荒城川 高山市丹生川町折敷地 地内
- (3) 工事概要 丹生川ダム取水・放流設備機側操作盤更新 N=1式
  
- (4) 工 期 令和8年4月10日から令和9年3月25日まで
  
- (5) 予定価格 109,848,200 円(消費税及び地方消費税を含む)
- (6) 低入札価格調査制度 有 (失格判断基準 有)
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、提出資料及び入札を電子入札システムで行う対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができます。
- (10) 本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事(現場閉所)です。詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事实施要領」を参照してください。

## 2 入札参加資格

本工事は、単体又は2者での特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)による入札参加とします。

(1)単体で本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可
特定・一般(電気通信工事業)
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数
電気通信工事業・総合点数750点以上であること。
施工実績に関する条件
平成22年度以降入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という)までに元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。)ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあつては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ・完成引き渡しの済んでいる国、都道府県または水資源機構発注の管理設備設置工事で、工事費が5,500万円以上の建設業法で規定する電気通信工事の施工実績
配置技術者に関する条件
本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準(ア又はイ)を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和8年5月9日)には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。 ア 電気通信工事において主任技術者または監理技術者になり得る資格、もしくは、それと同等以上の実績を有する者であること。 イ 平成22年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる建設業法で規定する電気通信工事において、元請人として工事費が3,300万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く(主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号(令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む)及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が40%以上のものに限る。)  ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。 ① 請負代金の金額が1,000万円未満の工事  ② 請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満の工事であっても、令和6,5年度における岐阜県発注工事の当該工種(電気通信)に係わる工事成績評定点の平均が75点以上(令和6,5年度における岐阜県発注工事の当該工種(電気通信)に係わる受注実績がない場合は、令和4,3年度における岐阜県発注工事の当該工種(電気通信)に係わる工事成績評定点の平均が75点以上)である有資格業者が受注した工事  ③ 請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満の工事である総合評価落札方式工事
監理技術者に関する条件
本工事は、専任特例1号、専任特例2号及び建設業法第26条の5の適用を認める工事である。
事業所の所在地に関する条件
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
設計業務等の受託者等
(1)対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 (株)エイト日本技術開発 (2)当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次の①又は②に該当する者です。 ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
その他の条件
「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

(2)2者の共同企業体にて入札に参加する場合、結成は自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	特定・一般(電気通信工事業)(すべての構成員)
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	電気通信工事業・総合点数750点以上であること。(すべての構成員)
構成員の各々の出資比率	40%以上であること。
施工実績に関する条件	<p>&lt;代表構成員&gt;  平成22年度以降入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という)までに元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。)  ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあつては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。  ・完成引き渡しの済んでいる国、都道府県または水資源機構発注の管理設備設置工事で、工事費が5,500万円以上の建設業法で規定する電気通信工事の施工実績</p>
配置技術者に関する条件	<p>&lt;代表構成員&gt;  本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準(ア又はイ)を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和8年5月9日)には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。  ア 電気通信工事において主任技術者または監理技術者になり得る資格、もしくは、それと同等以上の実績を有する者であること。  イ 平成22年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる建設業法で規定する電気通信工事において、元請人として工事費が3,300万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く(主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号(令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む)及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が40%以上のものに限る。)</p> <p>ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。</p> <p>① 請負代金の金額が1,000万円未満の工事</p> <p>② 請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満の工事であっても、令和6,5年度における岐阜県発注工事の当該工種(電気通信)に係わる工事成績評定点の平均が75点以上(令和6,5年度における岐阜県発注工事の当該工種(電気通信)に係わる受注実績がない場合は、令和4,3年度における岐阜県発注工事の当該工種(電気通信)に係わる工事成績評定点の平均が75点以上)である有資格業者が受注した工事</p> <p>③ 請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満の工事である総合評価落札方式工事</p>
監理技術者に関する条件	<p>&lt;代表構成員&gt;  本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準(ア)を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和8年5月9日)には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。  ア 電気通信工事において主任技術者または監理技術者になり得る資格、もしくは、それと同等以上の実績を有する者であること。</p>
事業所の所在地に関する条件	<p>本工事は、専任特例1号、専任特例2号及び建設業法第26条の5の適用を認める工事である。</p>
設計業務等の受託者等	<p>岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。(すべての構成員)</p>
設計業務等の受託者等	<p>(1)対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。  (株)エイト日本技術開発</p>
その他の条件	<p>(2)当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次の①又は②に該当する者です。  ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者  ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。	

### 3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県高山土木事務所 総務課 管理調整係	0577-33-1111 (内線364)	〒506-8688 岐阜県高山市上岡本町7-468
工事担当課	岐阜県高山土木事務所 河川砂防課 河川係	0577-33-1111 (内線381)	岐阜県飛騨総合庁舎 分館2階

### 4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和8年3月2日(月) 午前9時から 令和8年3月23日(月) 午後4時まで	電子入札システム等よりダウンロード 高山土木事務所閲覧室での閲覧
質問書の受付	令和8年3月2日(月) 午前9時から 令和8年3月16日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
回答書の閲覧	令和8年3月2日(月) 午前9時から 令和8年3月23日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる 入札担当課による閲覧
申請書の提出	令和8年3月2日(月) 午前9時から 令和8年3月9日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者の場合:別記様式1を入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和8年3月10日(火)	電子入札システムによる
入札書等の提出 受付	令和8年3月19日(木) 午前9時から 令和8年3月23日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和8年3月24日(火) 午後1時00分から	電子入札システムによる 岐阜県飛騨総合庁舎 分館1階入札室
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和8年3月25日(水) 午前9時から 令和8年3月26日(木) 午後4時まで	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して7日以内 (県の機関の休日を含まない。)	入札担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに 対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(県の機関の休日を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページによる 入札担当課による閲覧

※紙入札方式の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません。(期日・期間は同じ)  
注) 提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。